

○平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（時分割復信方式を用いるものに限る。）及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

一・二（略）

一・二（略）

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。)}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一・五デシベル以下の値
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が

(一) (二) (三) デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2)

陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置		チャネル間隔	五MHz
離調周波数	不要発射の強度の許容値	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル以下の値	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル以下の値

満	五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値
	二〇MHz以上二五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上二五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2) 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

<p>を除く。)</p>	
<p>四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下</p>	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二六・二デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>
<p>七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下</p>	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>
<p>八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下</p>	<p>1 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
<p>九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下</p>	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの</p>

<p>一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以下、一、八七九・九 MHz 以下、八八四・五 MHz 以上一、九二五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下</p>	<p>1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三五デシベル以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八三九・九 MHz 以上一、八四四・九 MHz 未満</p>	<p>1 一、七四四・九 MHz 以上一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>

	2 1に掲げる以外のもの 任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が(1)30デシベル以下の値
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(1)50デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が(1)41デシベル以下の値
二、010MHz以上二、025MHz以下	任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(1)50デシベル以下の値
二、110MHz以上二、170MHz以下	任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(1)50デシベル以下の値

注 五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

3 | 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル 間隔	五 MHz	一〇 MHz	一五 MHz
隣接チャンネル漏えい電力の許容値	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHz及び四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	1 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz及び一 二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二 デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅 における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワッ トを〇デシベルとする。)以下の値 2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇 MHz離れた周波数を中心周波数とする九MHzの帯域幅に おける平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以 上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平 均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。)以下の値	1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波 数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平 均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値 又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす る。)以下の値 2 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波 数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平 均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低く、 かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線 電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、 〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシ ベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2)

二〇MHz	<p>3 送信周波数帯域の中心周波数から三〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz及び一七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置 隣接チャネル漏えい電力の許容値	
五MHz チャネル 間隔	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低く、かつ、四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあっては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が五MHzの場合にあっては四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワット</p>

注 空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

一五 MHz		一〇 MHz
<p>1] 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値</p>	<p>3] 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>1] 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2] 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあつては九MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

<p>二〇MHz</p>	<p>又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低く、かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が一五MHzの場合にあつては一三・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波</p>
--------------	---

数を中心周波数とする一八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあつては一八MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

4 基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）五MHz、（±）一〇MHz及び（±）一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）七・五MHz、（±）一二・五MHz及び（±）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一〇MHz、（±）一五MHz及び（±）二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(4) チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一二・五MHz、（±）一七・五MHz及び（±）二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

四～六 (略)

射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

五～七 (略)